

令和3年8月25日

社会福祉法人 周南市社会福祉事業団行動計画  
【女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画】

女性職員が職業生活において、より一層活躍できる職場環境の整備を行うために、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年9月1日～令和8年3月31日までの4年7カ月間

2. 内容

目標1：女性職員の育児休業取得率は維持し、男性職員の育児休業の取得を1人以上とする。

〔職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備〕

女性職員の育児休業取得率は100%である一方、男性職員の育児休業を取得した職員はいない為、男性職員の育児参加を推進し、育児休業の取得を1人以上とすることを目指します。

〔対策〕

- 令和3年9月～ 各種制度内容等についてリーフレット等を活用し、対象職員への周知を図ります。
- 令和3年9月～ 職員より育児休業の取得の申出があった場合、所属長は必要に応じて業務分担の見直しや代替職員の確保等を行い、対象職員が安心して育児休業を取得できるようにします。